第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

別表第六　移動電気通信役務費用整理表の様式（第５条及び第10条関係）

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

様式第１　直課及び配賦に係る費用項目

（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務						
	音声伝送役務			データ伝送役務			合計
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							
通信設備使用料							

様式第２　主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

（記載上の注意）

［１～３　略］

改正前

別表第六　［同左］

移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

様式第１　［同左］

（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務						
	音声伝送役務			データ伝送役務			合計
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							

様式第２　［同左］

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				

（記載上の注意）

［１～３　同左］